相続人代表者指定(変更)届出書

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者について、次のとおり指定 (変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項(地方税法施行令第2条第6項)の規定により届け出ます。

(及义	.)	, a U !!		77001431 5 4		(2022) (2012) (2012)			<u>и</u>
被	F	モ	名						
被相続人	死	死亡時の住所							
人	3	死亡年月日			年	月	日		
相続された財産の			産の価額						円
			氏	名	被相続人		 	莊	扣结八
		(自署・押印してください)			との続柄		住	所	相続分
相続人		(
代表有	者								
その他の相続人									
	」 の								
	-								
摘	<u>F</u>	要							

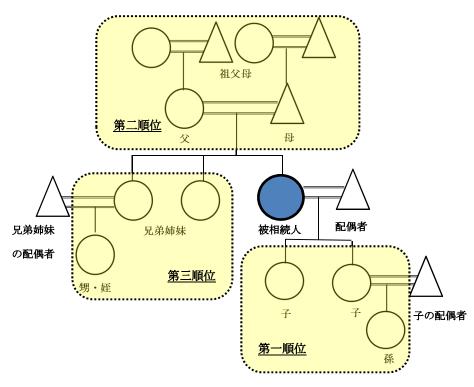
- 注1 相続人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
 - 2 相続人代表者は、被相続人の死亡時の住所と同一の住所を有する相続人その他被相続人の県税の納付(納入)につき便宜を有する者の中から指定してください。
 - 3 相続人の欄が不足したときは、用紙を適宜補充して使用してください。
- ◎ 添付書類①被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸籍(除籍)謄本を添付してください。また、相続の権利を有するすべての方が載っていない場合は、被相続人との関係がわかる 戸籍謄本等を添付してください。(コピー可)

なお、戸籍謄本等に代えて「法定相続情報一覧図の写し」とすることも可。 ②代表者の印鑑証明書(原本)を添付してください。 《 「相続人代表者指定届出書」記入上の注意事項 》

1. 配偶者は常に相続人となります。

配偶者がいない場合には父母が相続人となります(第二順位以降参照)

- 2. 以下の方が、配偶者とともに相続人となります。
 - (1) 第一順位 ⇒ 子(養子縁組をされている場合も含みます。) 子が死亡している場合には孫が代襲相続人となります。
 - (2) 第二順位(第一順位の相続人がいない場合) ⇒ 父母 父母が死亡しているときで、祖父母が存命であれば祖父母が相続人となります。
 - (3) 第三順位(第一順位・第二順位の相続人ともいない場合) ⇒ 兄弟姉妹 兄弟姉妹が死亡しているときは、その子(甥・姪)が代襲相続人となります。



《 相続人確認に必要な戸籍謄本の例 》

順位	相続人	必要な戸籍謄本(全部事項証明書・改製原戸籍 等)
第一順位	子	被相続人(名義人)の死亡および、相続人が子であることが確認で
		きる戸籍謄本
	孫	被相続人(名義人)の死亡および、相続人が孫であることが確認で
		きる戸籍謄本
第二順位	父母	被相続人(名義人)の死亡および、相続人が父母であることが確認
		できる戸籍謄本
	祖父母	被相続人(名義人)の死亡および、相続人が祖父母であることが確
		認できる戸籍謄本、父母の除籍抄本
第三順位	兄弟姉妹	被相続人(名義人)の死亡および、相続人が兄弟姉妹であることが
		確認できる戸籍謄本、父母・祖父母の除籍抄本
	甥・姪	被相続人(名義人)の死亡および、相続人が <u>甥・姪であること</u> が確
		認できる戸籍謄本、父母・兄弟姉妹・祖父母の除籍抄本

※相続人が第三順位の場合には、多くの戸籍謄本・抄本が必要になります。

ご不明の部分は市町村の戸籍窓口等へお尋ねください。